



## 第3章

---

# 計画の基本的な考え方

---



# 1 経営の基本的な考え方

市バスは、市域全体を営業エリアとして、通勤通学や移動手段を持たない高齢者など、市民の日常生活を支える身近な公共交通機関として重要な役割を果たしています。

市バス事業については、公営バス事業として地方公営企業法により「経済性を発揮するとともに、その本来の目的である公共の福祉を増進する」ことを経営の基本原則としており、公営バスとしての市バス事業の意義・役割について、次のとおり整理しています。

## 市バス事業の意義・役割(第3次川崎市バス事業経営問題検討会答申)

### ■ まちづくり・福祉・環境対策などの川崎市の行政施策との連携、先駆的施策への積極的な協力、取組の実践

- ・ 川崎市総合都市交通計画を踏まえた取組を積極的に推進する事業運営
- ・ 都市基盤整備や臨海部の活性化など、川崎市のまちづくり施策等との連携
- ・ バス車両の低炭素化など、先駆的施策への協力・取組の実践

### ■ 市域の特性を踏まえたバスネットワークの維持・充実

- ・ 地域の特性や需要に応じた公共交通ネットワークの充実
- ・ 民営バス事業者の参入が見込めない地域における市民生活に不可欠な路線の安定的な運行の確保
- ・ 民営バス事業者との連携を図り、市域全体としてのバスネットワークの維持・充実

### ■ 災害時等における輸送機能の確保

- ・ 災害時等、鉄道などの公共交通機関が機能しない状況における市バスネットワークの弾力的な運行の確保
- ・ 民営バス事業者等と市域の特性を踏まえて連携を図り、災害時における移動手段の確保

### ■ 市民やお客様の意向を反映した事業運営

- ・ 予算、決算、乗車料金など、民意を反映した議会の関与を通じた事業運営
- ・ 市バスアンケート等によるお客様の声を反映した事業運営



今後、本市の政策・施策の実現に向けて、まちづくりに合わせた公共交通の整備、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会を好機としたインバウンド等の誘客施策への対応など、行政施策との連携等による、市バス事業のさらなる推進が求められています。

また、超高齢社会の到来を目の前に控えた今日、公共交通の重要性がますます高まることとなります。こうした状況を踏まえ、引き続き、公共施設への交通手段の確保や民営バスでは対応が難しい地域への交通手段の確保といったきめ細やかなバスネットワークの維持が必要になってきます。

さらに、東日本大震災の経験や市域全体を営業エリアとしている市バスネットワークの強みを活かし、災害時には市民やお客様の安全確保と輸送機能の確保を図るなど、公営バスとしての市バスの果たすべき役割は一層重要になるものと認識しています。

## 東日本大震災時の対応

- 首都圏の鉄道がほぼ全線運休する中、市バス全営業所において終夜運行を実施  
→合計185便(約8,900人を輸送)
- 井田営業所では、徒歩帰宅者に対して営業所のバス車両を休憩所として提供
- 地震発生日以降、計画停電等により、川崎市内を運行する鉄道が一部運休する中、市バスは終日通常ダイヤで運行

### 終夜運行を実施した路線





これからも公共交通や公営バスとしての意義・役割を着実に果たしていくため、市域の路線バスネットワーク形成への寄与を図りながら、市バスネットワークの効率的・効果的な構築を前提に、安全かつ快適で利用しやすいサービスを提供し、市民やお客様に選ばれる「市バス」を目指します。

また、今後については、営業所の建替え整備やバス車両更新数の増加、定年退職者数の増加等への対応など、多くの資金が必要となるため、非常に厳しい経営状況が見込まれます。こうした状況においても、将来にわたって安定的な事業運営を行っていくため、様々な観点から経営力の強化を図るなど、さらなる経営改善に取り組みます。

本計画においては、こうした考え方に基づき、交通局職員のあるべき姿を明確にし、全職員が強い使命感を持って今後の事業を取り巻く環境の変化に的確に対応していくことにより、市民やお客様の大切な交通手段を確保していきます。

## 交通局職員のあるべき姿

**職員全員が、  
輸送サービスのプロフェッショナルとして、  
市民やお客様に選ばれる『市バス』を目指して、  
チャレンジしている**



## 2 計画の基本方向

### (1) 安全な輸送サービスについて

安全な輸送サービスを第一の使命とし、お客様に信頼して御利用いただける市バスを目指します。

全職員が一丸となって「安全最優先」を徹底しつつ、安全対策の強化や運行管理体制の充実・強化を図ることにより、**運輸安全マネジメント**を着実に推進します。

道路走行環境の変化や高齢化の進展など、安全を取り巻く環境の変化を踏まえ、輸送の安全に係る啓発活動の充実を図ることにより、**安全啓発**を推進します。

### (2) 快適で利用しやすいサービスについて

お客様に満足いただける利用しやすい質の高いサービスの提供を行うとともに、市民やお客様の大切な足を確保します。

人口動向や都市基盤整備の進捗を踏まえ、安全輸送に必要な道路走行環境、お客様の利便性と利用状況とのバランス、経営資源や経営的観点も考慮しながら路線見直し等を行うとともに、走行環境や利用動向に応じた利便性の確保を図ることにより、**市バスネットワーク**を充実します。

初めての市バスでも安心して御利用いただけるよう、分かりやすい案内サービスの充実を図るとともに、乗車券のIC化を推進するなど、**バス利用環境の充実**を図ります。

市バスサービスポリシーの実践による、お客様に満足いただけるサービスの提供を行うとともに、誰もが安全、安心、快適に利用できるよう、ハード面・ソフト面の両面からのバリアフリー化を推進するなど、バス車内の快適性を向上します。あわせて、安全で快適なバス停留所施設の整備・維持を行うなど、**快適な移動空間**を提供します。



### (3) 社会的要請への対応について

公共交通としての役割や公営バスとして市バス事業における意義・役割に応じた事業運営を図ります。

東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会を好機としたインバウンド等の誘客施策への取組を進めるとともに、公共交通ネットワークの形成に向けた取組や公共性の高い路線の維持など、本市のまちづくりや魅力向上に向け、**行政施策との連携**を図ります。

人と環境にやさしい市バスを目指して、バス車両等の低炭素化に向けた取組を進めることにより、**環境対策を推進**します。

自然災害、事故等における市民やお客様の安全確保や輸送機能の確保など、危機管理体制の強化に向けた取組を進めることにより、**災害時等への対応**を図ります。

### (4) 経営基盤について

安全な輸送サービスや快適で利用しやすいサービス、社会的要請への対応など、これらの市バスサービスを将来にわたって安定的に提供します。

事業を支える人材の確保・育成、事業を効果的に実行するための組織体制の構築、市バスネットワークの拠点である営業所の計画的整備など、将来を見据えた必要な投資を行うことにより、**事業基盤を充実・強化**します。

事業経営の根幹である乗車料収入を確保するとともに、広告事業や貸切バス事業等の収益性事業の推進を図ります。また、営業所の管理委託を継続するとともに、時間外勤務の縮減を含めた総人件費の抑制に取り組むなど、持続可能な経営を推進し、**経営力を強化**します。

市民やお客様に、市バスのサービスや活動内容について、もっと知ってもらい、より身近に感じてもらう、さらに利用してもらうため、戦略的広報やイメージアップ事業を進めるなど、**プロモーションの推進**を図ります。



## 3 計画の目標

### ■ 市バスサービスの充実に向けて

- ▶ 安全な輸送サービスを確保します。
- ▶ 快適で利用しやすいサービスを充実します。
- ▶ 社会的要請に対応した事業を推進します。

### ■ 市バスサービスを持続的に提供するため

- ▶ 経営基盤を充実・強化します。

